

尼崎市アライグマ・ヌートリア防除実施計画

(ヌートリア編)

令和3年3月

1	計画策定の背景と目的	2
2	特定外来生物の種類	3
3	防除を行う区域	3
4	防除を行う期間	3
5	現 状	4
	(1) 生息状況	4
	(2) 被害状況	4
	(3) 捕獲状況	4
6	目 標	4
7	防除の方法	4
8	調査研究	8
9	普及啓発	8
10	様式類	9～11

1 計画策定の背景と目的

(1) 外来種問題の発生と取組

外来種は、本来生息していない種が人為的に持ち込まれることで、その地域の自然の安定性や人間生活が乱されるという問題があります。

平成14年の生物多様性条約締結国会議では、「外来種の侵入の予防」、「初期段階の発見と予防」、「定着した外来種の駆除・管理」に積極的に取り組んでいくことが決議されました。日本の新・生物多様性国家戦略でも、生物多様性危機の原因のひとつに外来種があげられています。

このような状況を受けて、平成16年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」と表記します。）が公布され、同17年6月から施行されています。

この法律は、外来生物による生態系、人の生命や身体及び農林水産業への被害を防止することを目的としており、そのような被害を及ぼす生物を「特定外来生物」として指定し、野外へ放つことが厳しく禁止されるとともに、輸入・販売・飼育も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられました。

また、既に野生化している特定外来生物については、地方自治体などが「防除実施計画」を策定し、捕獲・処分等の「防除」※が実施できることになりました。

※ 防除とは
特定外来生物による被害を防止するための捕獲及び処分、侵入の予防措置、被害発生の防止措置のことをいいます。

(2) ニュートリアの特定外来生物への指定

ニュートリアは南米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、1930年代から毛皮獣などとして輸入され、肉は食用とするために多数飼育されていました。しかし、終戦後需要がなくなって飼いきれなくなくなり、捨てられたり逃出したりして、野生化し繁殖を続けるようになりました。こうして野生化したニュートリアは、深刻な農業被害や生態系被害をもたらす動物として外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されました。

(3) 本市におけるニュートリア対策

① ニュートリア問題の発生

本市では、平成10年頃から生息が確認されていましたが、その後、生息域が急速に広がり生息頭数も増加していると予想されます。

それに伴い、平成19年頃から農業被害が増加してきました。国内では天敵がない上に増殖力が強く、草食性でイネや野菜などの農作物に被害を与えており、在来の生態系への被害も危惧されています。

また、土中に穴をほることから、畦に巣穴がつくられて水田の水が漏水するといった被害発生の懸念も出ています。

② これまでの本市におけるヌートリア対策

農業被害に対応するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成26年5月30日「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正。以下「鳥獣保護管理法」と表記します。）に基づく有害鳥獣捕獲が行われてきましたが、増加するヌートリアの生息頭数や被害を低減するには至っていません。

③ 今後のヌートリア対策

ヌートリアは前記のとおり、本来、日本には生息すべきでない動物であり、本市においても、従来の対症療法的な被害防止対策から、計画的で効率的な対策が望まれています。

このため、外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、適切な目標を設定の上、計画的な防除を進めていくこととします。

(4) 第2・第3のヌートリア問題が発生しないように

ヌートリアが野生化し、被害を及ぼすようになったのは、ヌートリアを安易に輸入・販売し、無責任に捨てたり、不十分な管理により逃げられた人間の責任といえます。

今後は、我々人間が、家庭で動物を飼う責任を十分に理解し、ヌートリアの悲劇を繰り返さないように努めていくとともに、人間の責任で被害が発生したという事実を充分認識した上で防除に努めていく必要があります。

2 特定外来生物の種類

ヌートリア（学名：ミュオカストル・コップス）

3 防除を行う区域

尼崎市全域

4 防除を行う期間

防除実施計画確認の日から令和13年3月31日まで

5 現 状

(1) 生息状況

本市においてヌートリアは、平成10年頃から市域の西と東を流れる河川で目撃されだし、平成19年頃から水路を伝って市街地にも出没するようになってきました。生息数は確実に増加しており、生息域も拡大しています。

(2) 被害状況

平成19年度までは目立った農作物被害を確認していませんでしたが、平成20年度に入ってから生息域の拡大と共に、ニンジン、ダイコン等の根菜類、ホウレンソウ、コマツナなどの葉菜類等の農作物に被害が発生しています。

全市域が市街化区域である本市においては、農作物被害もさることながら、市街地内でヌートリアが行動しており、市民生活の安全面でも脅威となっています。

(3) 捕獲状況

平成15年度から平成22年度の8年間は、平成20年度の2頭、平成21年度の5頭を除き0頭でした。その後、平成23年度の8頭をピークに減少しており、平成30年度は1頭、令和元年度は0頭となっています。

なお、捕獲頭数と個体数との相関性は、今後の動向を見ながら検討します。

(参考)「アライグマ防除の手引き」環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室。

平成23年3月作成(平成26年3月改訂)

捕獲数の変動が何を意味するのかを解釈することはそう単純ではありません。

様々な状況から判断して、2010(平成22)年までの一貫した捕獲数増加は、個体数と被害の増加に対応したものと解釈することが妥当でしょう。

しかし、2011(平成23)年の捕獲数減少の理由を、個体数の減少に基づくものとするのは時期尚早です。

全体の個体数が増加していても、捕獲を集中的に行っている場所の生息密度が下がったり捕獲努力量が減れば、捕獲数が減少することはあります。

今後の動向を見ながら検討することが必要です。

6 目 標

防除を行う区域からの完全排除を目標とし、当面は新たな個体の侵入・定着の阻止及び当該地域における個体数の低減を目標とします。

なお、計画期間中においても、必要に応じて目標設定の変更を行うものとします。

7 防除の方法

(1) 捕獲及び処分

① 捕獲地域

農業被害及び家屋侵入等の人間生活に係る被害の発生状況に応じて、捕獲を行います。

② 捕獲方法

ヌートリアの生息環境、錯誤捕獲の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘案し、原則としてわな(箱わなに限る。)による捕獲とします。

③ 捕獲体制

ア 捕獲班の編成

計画的で効果的な捕獲を実施するため、地域の実情に精通した捕獲技術者を構成員とする捕獲班を編成します。

イ 捕獲班の構成

捕獲班を構成し捕獲に従事する者(以下「捕獲従事者」と言います。)は、原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による狩猟免許を有する者とします。また、狩猟免許の取得について幅広く周知に努めるとともに、新しい人材の確保に向け取り組みます。

ただし、次の要件を満たしている場合で地域の合意が得られる場合には、狩猟免許を有しない者であっても捕獲従事者に含むことができることとします(銃器を使わない場合)。

【狩猟免許を有しない者の参加要件】

- ・ 市町、一般社団法人兵庫県猟友会、又は県が認める機関が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習を受講した者
- ・ 良識があり、必要に応じていつでも、迅速に捕獲に従事できる者
- ・ 施設賠償責任保険(保険金額が3,000万円以上であるもの)に加入している者(※市町が損害賠償の責を負う場合はこの条件は不要)
- ・ 免許非所持者が捕獲行為を行う場合は、わな猟免許を所持する者の指導を受け、免許非所持者は捕獲行為を行うこととします。

(参考) 捕獲行為とは

捕獲行為とは、わな猟の場合、捕獲ができるようにわなを仕掛けることをいい、単に見回りを行うことは、捕獲行為には当たりません。

ウ 捕獲従事者台帳の整備等

本市から捕獲従事者に対し捕獲の内容を具体的に指示するとともに、従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した台帳(参考様式第1号)を整備します。

④ 捕獲に係る留意事項

本市及び捕獲従事者は、捕獲を実施する際には、次の事項に充分留意することとします。

ア 錯誤捕獲の防止

- ・ 目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは、侵入経路の把握等により、わなの適切な設置場所、設置期間を判断します。
- ・ 夜間に捕獲されることが多いため、わな設置期間中は、原則として朝を中心に一日一回以上の巡視を行うこととします。

イ 事故の発生防止

- ・ 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は本市が発行する捕獲従事者証(参考様式第2号)を携帯するものとします。
- ・ わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことなどが無い等周辺への安全確保を徹底します。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとします。
- ・ 使用後のわなは、洗浄による消毒等を行い、感染症等を防止します。
- ・ 捕獲に使用するわなには、猟具ごとに、本市発行の外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識(金属製、ラミネート製等)に、捕獲従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載し装着することとします。

ウ 防除区域及び期間の配慮

- ・ ヌートリア以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けることとします。
- ・ 防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図ります。
- ・ 鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう実施することとします。
- ・ わなの設置にあたり、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう実施することとします。

エ 捕獲に係る禁止及び制限措置

- ・ 鳥獣保護管理法第12条第1項第3号又は第2項で禁止又は制限された捕獲を行わないこととします。
- ・ 同法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこととします。
- ・ 同法第35条第1項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域(銃器)と

して指定されている区域においては、同区域内において使用を禁止された
猟具(銃器)による捕獲を行わないこととします。

- ・ 同法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲を行わ
ないこととします。
- ・ 銃器による捕獲を行う場合は、鳥獣保護管理法第38条において禁止さ
れている行為を行わないこととします。

※わなを使用することとしているため、上記の規定は通常は適用されません。

⑤ 捕獲個体の処分

ア 処分方法

捕獲したヌートリアは、原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方
法により殺処分することとします。

その方法として、炭酸ガスを用いた安楽死処分等を行うなど適正に処分す
ることとします。

(参考) 処分に関する参考指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「動物の処分方法に関する指針」
(平成7年7月4日総理府告示第40号)

処分動物の処分方法は、「化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛
を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的
に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」とさ
れています。

また、具体事例として「動物の処分方法に関する指針の解説」(平成8年動物処分法
関係専門委員会編、(社)日本獣医師会発行)や米国獣医学会(AVMA)により安楽死に関
するガイドラインが報告されており、これらを参考に対処することとします。

⑥ 殺処分後の個体処理

放置せずに、速やかに処分することとします。

この場合、感染症の危険性等を勘案し、原則として本市のクリーンセンター
等で焼却することとし、やむを得ず埋葬する場合は、悪臭の発生や感染症など
公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意するも
のとします。

(2) 捕獲の記録

捕獲従事者は、参考様式第3号により、設置したわな1基ごとに1枚の捕獲記
録票を作成し、本市農政課に提出するものとします。

本市農政課は、当該捕獲記録票を基にとりまとめることとし、必要があれば兵庫
県等に情報提供を行います。

(3) モニタリング

本市は、生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進
捗状況を点検するとともに、その結果を捕獲の実施に適切に反映するよう努めま

す。また、目撃情報についてはインターネットによるアプリ等の活用を検討します。

① 本市は、住民や捕獲従事者から収集したヌートリアの目撃情報、捕獲情報を記録することとし、必要があれば兵庫県等に情報提供を行います。

② 捕獲した個体は、兵庫県等から要請があれば、できる限り捕獲個体調査、感染症調査等に提供し、科学的知見の蓄積に役立てます。

8 調査研究

防除実施計画の策定に当たっては、兵庫県森林動物研究センターによる調査結果を参考にしました。

今後も効果的な防除手法の検討、生息実態・被害実態の把握等について、関係研究機関の協力を得て調査研究を進めるものとします。

9 普及啓発

本市は、防除の目的や防除内容を住民に知らせるために、市報やホームページ等への掲載を行うなど普及啓発に努めます。また、捕獲従事者以外のものがヌートリアを誤って捕獲しないよう十分な普及啓発も行います。

【普及啓発のポイント】

(1) ヌートリア問題発生の背景

① ヌートリアは、毛皮獣などとして養殖されたものが野生化したものです。今日の様々な被害の発生は、飼い主の無責任な対応による結果であると言えます。

② 外来生物被害予防三原則である「入れない・捨てない・拡げない」を遵守し、多様な在来種が棲む、バランスのとれた自然環境を守るという意識を高める必要があります。

(2) ヌートリア問題に対する私たちの責務

① 前述のとおり人間の責任ではありますが、ヌートリアがかわいそうだけでは問題は解決しません。現状はヌートリアによって農業被害に悩む市民がいることとともに、人間が起こした責任であるからこそ、負の遺産を次世代へ引き継がないために、今を生きる私たちが解決へ向けて努力する必要があると考えます。

② 既に野生化しているヌートリアは、農林水産業の健全な発展や人間の生活環境、生態系の保全のため、外来生物法に基づく適切な防除（捕獲・処分（安楽死））を進める必要があります。また、可能な場合、できる限り早期に排除することが、処分されるヌートリアの数と投資コスト（経費）が少なく済むこととなります。